

令和8年
4月号

関谷駐在所だより

那須塩原警察署
0287(67)0110
関谷警察官駐在所
0287(35)2828

春の交通安全県民総ぐるみ運動の実施

【運動の重点】～マナーアップ！あなたが主役です～

- ① 通学路・生活道路におけるこどもを始めとする歩行者の安全確保
- ② 「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上
- ③ 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールへの理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進

【運動の期間】

令和8年4月6日(月)から
令和8年4月15日(水)までの間



とちまるくんの栃木県

【自転車安全利用五則】



- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライト点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用



スマートフォンを
使用しながらの運転は、
重大事故につながります。

歩きスマホも
キケン!!



ながら スマホは ならぬ!

「ながらスマホ」は、**法律で禁止**されています。
自動車、自転車ともに

※ 手で持っていないくても、運転中に画像を注視することは、禁止されています。

警察庁・都道府県警察

令和8年4月1日から 自転車に青切符が適用されます

免許はなくてもドライバー

ルールを守って責任ある運転を!



16歳以上
が対象

～青切符(交通反則通告制度)導入後の指導取締りについて～

これまで同様、基本的には「指導警告」が行われ、悪質・危険な違反が取締りの対象となります。

携帯電話使用等(保持)

反則金
12,000円

信号無視

反則金
6,000円

警察庁 自転車 交通安全 検索
<https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/bicycle/portal/index.html>

警察庁・都道府県警察